

かすみがうら市議会議長 小座野 定信 様

提出者 かすみがうら市議会議員 矢口 龍人

賛成者 かすみがうら市議会議員 佐藤 文雄

賛成者 かすみがうら市議会議員 設楽 健夫

賛成者 かすみがうら市議会議員 岡崎 勉

賛成者 かすみがうら市議会議員 服部 栄一

賛成者 かすみがうら市議会議員 石澤 正広

賛成者 かすみがうら市議会議員 鈴木 更司

賛成者 かすみがうら市議会議員 塚本 直樹

賛成者 かすみがうら市議会議員 井出 有史

霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会設置に関する決議

上記の議決を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会
設置に関する決議

次のとおり霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会を設置するものとする。

- 1 名 称 霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第6条
- 3 目 的 本市は霞台厚生施設組合負担金のうち霞台厚生施設組合旧施設の解体・処分費については負担できない旨主張している。当該費用負担の承認は正副管理者会議の合意のみで、その決定を補完する法的手続きがなされていない状況下で負担義務を負うことは適当ではないとの判断である。
住民監査請求に基づく監査結果においても、同様の趣旨のもと『霞台厚生施設組合旧施設解体に関する経費は石岡市及び小美玉市がすべて負担金すべきものであり、かすみがうら市が当該負担金を支出する行為は地方財政法第28条の2をはじめ地方財政法全体の趣旨に抵触するとともに、地方自治法232条に違反するものである。』との決定がなされている。
こうした中で、令和5年3月2日付けで霞台厚生施設組合から、同日付けで本市市長宛に催告書を送付した、との連絡が本市議長宛にあった。
このような由々しき事態は本市議会でも看過できないと思われる。ここに至った経緯等を詳らか（つまびらか）にした上で、積極的に事態の打開にあたっていく必要があると思われることから、当該調査特別委員会の設置を願い出るものである。
- 4 委員の定数 議長を除く15名の議員